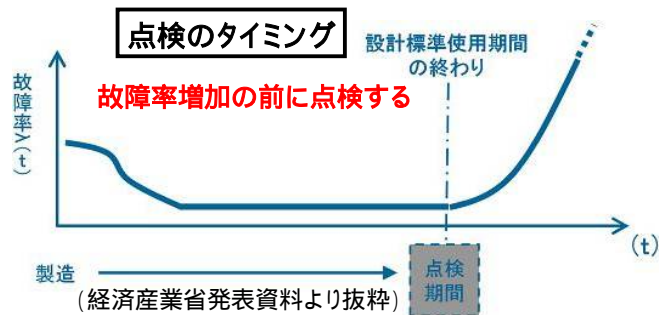


Techno Report

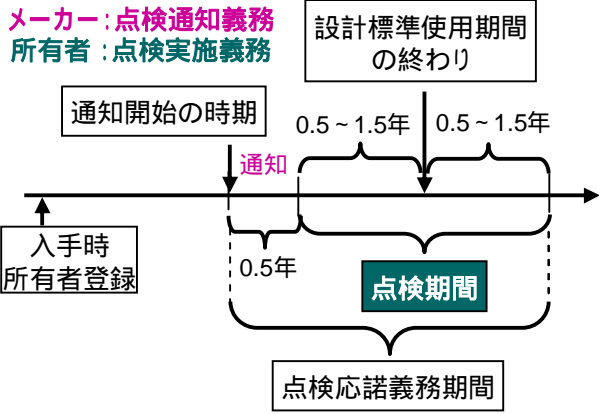
「長期使用製品安全点検・表示制度」が平成21年4月1日からスタート

屋内式ガス瞬間湯沸器など製品は長い間使用を続けていると、経年劣化により火災や死亡事故などを起こすおそれがあります。そこで、これらの製品を安全に使い続けるために、今回の**長期使用製品安全点検制度(点検制度)**が設けられました。また、扇風機や洗濯機などの家電製品5品目については、点検制度ではなく、標準使用期間と経年劣化の注意を促す**長期使用製品安全表示制度(表示制度)**が始まります。(経済産業省パンフレットより抜粋)
天井裏などに設置している**給排気用小型ファン(通常は容易に点検できない)**の点検をお勧めします。

長期使用製品安全点検制度



点検通知義務及び点検実施義務



設計標準使用期間: 標準的な使用条件で使用した場合に、安全上支障なく使用することができる標準的な期間(保証期間ではない)

重要なお知らせ(保存版)

事故を防ぎ、長く安全に使うために「**長期使用製品安全点検制度**」が平成21年4月1日からスタート。

製品が古くなると部品等が劣化(経年劣化)し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。「長期使用製品安全点検制度」では、メーカーに所有者登録することで、適切な時期に点検通知が届きますので、点検を受けましょう。下記の対象製品(特定保守製品)を購入した場合は、メーカーに所有者登録をしましょう。
※消費者生活用製品安全法の改正に伴い、創設された制度です。

対象製品 (特定保守製品)

- ビルトイン式電気食器洗機
- 浴室用電気乾燥機
- 石油給湯機
- 石油ふるがま
- FF式石油温風暖房機
- 屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用/プロパンガス用)
- 屋内式ガスふるがま(都市ガス用/プロパンガス用)

平成21年4月1日からは現在お使いの製品も点検可能ですので、詳しくはメーカーにお尋ねください。
※平成21年4月1日および以前に製造・輸入された製品

経済産業省 (経済産業省パンフレット)

長期使用製品安全表示制度

製品に設計標準使用期間・点検期間を表示する。

経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、長期間使用されることが多い製品について、経年劣化によるリスクの注意喚起等の表示を義務化することにより、消費者等の長期使用時の注意喚起を促す制度です。

対象製品
扇風機、換気扇、エアコン、洗濯機(洗濯乾燥機を除く)、ブラウン管テレビ